

2028年(令和10年)第82回国民スポーツ大会

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会

第2回総務企画専門委員会



長野県 PR キャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

日時：令和8年9月14日(月)午後3時～

場所：塩尻総合文化センター3階 302多目的室

塩尻市

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会

第2回総務企画専門委員会 次第

日時：令和8年9月14日（月）午後3時～

会場：塩尻総合文化センター3階302多目的室

1 開 会

2 事務局長（交流文化部長）あいさつ

3 委員長あいさつ

4 報告事項

- （1）信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市総務企画専門委員会委員の変更について
- （2）開催準備経過について
- （3）競技別リハーサル大会の開催について
- （4）令和7年度事業報告・収支決算及び令和8年度事業計画・収支予算について

5 議 事

- （1）第1号議案 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）の改定（案）
- （2）第2号議案 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市案内所・休憩所設置運営要項（案）
- （3）第3号議案 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市観光・おもてなし実施要項（案）
- （4）第4号議案 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市遺失物・拾得物取扱要項（案）
- （5）第5号議案 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市保険加入要項（案）
- （6）第6号議案 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市売店設置要項（案）
- （7）第7号議案 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市売店募集要領（案）
- （8）第8号議案 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市競技別リハーサル大会ボランティア業務計画（案）

6 その他

7 閉 会

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会 総務企画専門委員会における委員の変更について

令和8年度における『信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会 総務企画専門委員会』の委員変更について、次のとおり報告します。

(順不同・敬称略)

所属機関・団体名・役職	新任者	前任者
東京都市大学塩尻高等学校 校長	青木 弘泰	阪本 勝利
松本ハイランド農業協同組合 営農部長	輿 久展	中村 吉孝
洗馬農業協同組合 代表理事組合長	寺澤 武憲	北沢 泉
塩尻青年会議所 理事長	草野 絵理	降旗 優里
塩尻市校長会 会長	米窪 治紀	小坂 寿樹
塩尻市 総務部長	島田 一	山崎 浩明

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会総務企画専門委員会名簿

(順不同・敬称略)

【委員】 10名

選出区分	機関・団体名	団体等役職	氏名
県 関 係	長野県松本地域振興局	局 長	斎 藤 政 一 郎
教育・学校関係	東京都市大学塩尻高等学校	校 長	青 木 弘 泰
	塩尻市校長会	会 長	米 窪 治 紀
産業・経済・観光 関 係	◎塩尻商工会議所	専務理事	篠 原 清 満
	松本ハイランド農業協同組合	営農部長	興 久 展
	洗馬農業協同組合	代表理事組合長	寺 澤 武 憲
社会・市民団体 関 係	塩尻青年会議所	理事長	草 野 絵 理
ス ポ ー ツ 関 係	○塩尻市スポーツ協会	副会長	小 澤 な つ 子
市 関 係	総務部	部 長	島 田 一
	企画政策部	部 長	太 田 文 和

◎…委員長、○…副委員長

2026.9.14 現在

開催準備経過

年	月	内 容
平成28年	6 月	(公財)長野県体育協会が、2 巡目国体誘致要望書を長野県知事、長野県議会議長及び長野県教育委員会あてに提出
平成29年	2 月	長野県議会の知事議案説明において、「国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を2027年に長野県に誘致するべく取り組む」ことを表明
	3 月	長野県議会において、第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
	5 月	長野県知事、長野県教育長、(公財)長野県体育協会専務理事、(公財)長野県障害者スポーツ協会常務理事が文部科学大臣あてに、第82回国民体育大会(本大会及び冬季大会)及び第27回全国障害者スポーツ大会開催要望書を提出
	5 月	長野県知事、長野県教育長、(公財)長野県体育協会専務理事が(公財)日本体育協会会長あてに、第82回国民体育大会(本大会及び冬季大会)開催用要望書を提出
	7 月	(公財)日本体育協会理事会において、長野県を2027年開催の第82回国民体育大会(本大会及び冬季大会)の開催申請書提出県として了承(開催内々定)
	12月	第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会総会・第1回総会を開催
平成30年	7 月	第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会市町村競技開催希望調査表を提出(卓球・バドミントン・バレーボール)
令和元年	7 月	長野県準備委員会から競技会場の内定通知 ・バドミントン(全種別):塩尻市総合体育館(ユメックスアリーナ) ・銃剣道(全種別):塩尻市新体育館(ユメックスアリーナ)
令和2年	10月	(公財)日本スポーツ協会から、長野県を令和10年(2028年)開催の第82回国民スポーツ大会(本大会及び冬季大会)の開催申請書提出県として決定通知(1年延期し令和10年開催に変更)
	12月	長野県準備委員会が名称を「第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」から「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」に改称
令和4年	9 月	中央競技団体正規視察(銃剣道)
令和5年	1 月	中央競技団体正規視察(バドミントン)
	7 月	(公財)日本スポーツ協会の理事会において、第82回国民スポーツ大会(冬季大会・本大会)の開催地として長野県が内定
	9 月	栃木県大田原市へ先催県視察(個別視察:バドミントン) 栃木県壬生町へ先催県視察(個別視察:銃剣道)
	12月	鹿児島県指宿市へ先催県視察(事業概要説明会:バドミントン)
令和6年	10月	佐賀県唐津市へ先催県視察(本大会:バドミントン)
	11月	滋賀県大津市へ先催県視察(リハーサル大会:バドミントン)

令和7年	2月	第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会塩尻市実行委員会設立発起人会を開催
	4月	市交流文化部内に「国民スポーツ大会推進室」を設置
	7月	(公財)日本スポーツ協会の理事会において、第82回国民スポーツ大会(冬季大会・本大会)の開催地として長野県が正式決定
	8月	信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会設立総会及び第1回総会
	9月	滋賀県大津市へ先催県視察(本大会:バドミントン)
	10月	滋賀県高島市へ先催県視察(本大会:銃剣道)
	11月	青森県へ先催県視察(リハーサル大会:三沢市…銃剣道、黒石市…バドミントン)
	12月	信州やまなみ国スポ・全障スポ各専門委員会を開催 先催県による事業概要説明会に参加 (バドミントン:滋賀県大津市、銃剣道:滋賀県高島市)
令和8年	2月	アーバンスポーツ(デモンストレーションスポーツ)の開催地に内定
	3月	信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会第2回総会を開催 国スポ機運醸成イベント(レゾナックバドミントンクリニック)を開催
	4月	ボランティアスタッフ及び協賛募集開始(リハーサル大会・本大会)
	5月	第38回ファミリースポレクフェスティバルにおいて国スポ広報活動を実施
	6月	アーバンスポーツ(デモンストレーションスポーツ)の開催地に決定 国スポ機運醸成イベント(ジェイテクトバドミントンクリニック)を開催
	7月	市役所内に「信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実施本部」を設置 県実行委員会より信州やまなみ国スポ競技別リハーサル大会の承認通知 ・バドミントン:バドミントンS/JリーグII2027塩尻大会 ・銃剣道:信州やまなみ銃剣道競技リハーサル大会
		県実行委員会より信州やまなみ国スポ練習会場の決定通知 バドミントン:塩尻市立体育館、塩尻東小学校体育館、塩尻西小学校体育館 桔梗小学校体育館、広丘小学校体育館、塩尻志学館高校体育館 松本歯科大学体育館 銃剣道:塩尻市立体育館、東京都市大学塩尻高校講堂

競技別リハーサル大会の開催について

1. 競技別リハーサル大会とは

競技会の運営能力の向上や市民の機運醸成を図ることを目的として、国スポ開催の前年から国スポ開催までの間において行われる大会

2. 大会日程及び競技会場

【競技別リハーサル大会】

競技名	大会名	開催日程	競技会場
バドミントン	バドミントン S/J リーグⅡ2027 塩尻大会	令和 9 年 11 月 25 日(木) ～11 月 28 日(日)	ユメックスアリーナ
銃剣道	信州やまなみ銃剣道 競技リハーサル大会	令和 9 年 11 月 21 日(日)	ユメックスアリーナ

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会 令和 7 年度事業報告

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会の令和 7 年度事業概要は次のとおり。

1 会議の開催

(1) 総会

ア 設立総会・第 1 回総会

令和 7 年 8 月 27 日 塩尻市保健福祉センター3 階 市民交流室で開催

イ 第 2 回総会

令和 8 年 3 月 17 日 塩尻市保健福祉センター3 階 市民交流室で開催

(2) 専門委員会

ア 総務企画専門委員会 令和 7 年 12 月 1 日 塩尻総合文化センターで開催

イ 競技式典専門委員会 令和 7 年 12 月 12 日 塩尻総合文化センターで開催

ウ 輸送交通専門委員会 令和 7 年 12 月 3 日 塩尻総合文化センターで開催

エ 宿泊衛生専門委員会 令和 7 年 12 月 5 日 塩尻総合文化センターで開催

2 先催地の準備・開催状況の調査及び研究

(1) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ(滋賀県)の開催状況調査

ア バドミントン

令和 7 年 9 月 28 日～10 月 1 日 大津市 滋賀ダイハツアリーナ

イ 銃剣道

令和 7 年 10 月 4 日～6 日 高島市 新旭体育館

(2) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ(青森県)競技別リハーサル大会開催状況調査

ア バドミントン

令和 7 年 11 月 13 日～16 日 黒石市 スポカルイン黒石

イ 銃剣道

令和 7 年 11 月 2 日～3 日 三沢市 三沢市国際交流スポーツセンター

(3) 先催県による事業概要説明会への出席

ア バドミントン

令和 7 年 12 月 18 日～19 日 滋賀県大津市 ピアザ淡海

イ 銃剣道

令和 7 年 12 月 16 日～17 日 滋賀県高島市 高島市役所

3 開催準備業務の推進

(1) 各種基本計画の策定及び要項作成

各専門委員会の計画、要項作成

(2) 長野県からの各種調査への対応、回答

No.	調査項目	調査期間
1	医療・救護ガイドラインについての意見照会	4月14日～ 4月23日
2	競技用具整備計画調査(第3次)	5月 9日～ 7月 4日
3	競技補助員・競技会補助員協力依頼先希望調査	5月30日～ 7月31日
4	競技役員等編成調査(第2次)	5月30日～ 7月31日
5	本大会配宿実施方式に係る意向調査(最終調査)	6月11日～ 6月23日
6	自衛隊協力要請計画調査(第1次)	6月13日～ 9月19日
7	開催決定に係る広報活動調査	7月 8日～ 7月15日
8	競技会運営経費調査(第1次)	7月25日～ 9月26日
9	競技会会期調査(最終調査)	7月18日～ 8月29日
10	合同配宿実施方針(素案)の意見照会	8月 8日～ 8月26日
11	花いっぱい運動「花育てリレー」に係る意向調査	10月16日～12月19日
12	競技団体本部宿舎に係る調査	10月16日～11月14日
13	競技用具整備計画調査(最終)	11月11日～ 3月31日
14	練習会場調査(最終)	12月19日～ 3月27日

4 広報活動

(1) 広報ブース出展

令和7年5月11日に開催された第38回ファミリースポレクフェスティバルにて、国スポPRブースを設置。

(2) 塩尻市ホームページによる広報

塩尻市ホームページ内に、国スポ・全障スポの紹介や、塩尻市で開催される競技についての説明、会議の内容・結果を掲載。

(3) 広報啓発物品による広報

ユメックスアリーナに大会周知用の横断幕を設置。



※ R8.3.20 市民タイムス記事

令和 8 年 3 月 17 日
実行委員会第 2 回総会議決

報告事項(4)

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会
令和 7 年度収支決算

➤ 収入の部 (単位：円)

勘定科目	当初予算額	補正額	予算現額	決算額	増減額	備 考
1. 市負担金	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0	塩尻市負担金
合 計	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0	

➤ 支出の部 (単位：円)

科目	当初予算額	補正額 流用額	予算現額	決算額	不用額	備考
1. 総務費	50,000	3,000	53,000	52,910	90	
(1) 会議費	50,000	3,000	53,000	52,910	90	・ 実行委員会角印 ・ NAS(ネットワーク接 続型ストレージ)
2. 開催推進費	950,000	△3,000	947,000	925,839	21,161	
(1) 広報啓発費	100,000	△3,000	97,000	75,900	21,100	啓発用横断幕
(2) 視察調査費	850,000	0	850,000	849,939	61	先催県視察旅費 ・ 本大会視察 ・ リハーサル大会視察 ・ 事業概要説明会
合 計	1,000,000	0	1,000,000	978,749	21,251	

【収入額】 【支出額】 【差引残額】(次年度繰り越し)
1,000,000 円 － 978,749 円 ＝ 21,251 円

令和 8 年 2 月 26 日

信州やまなみ国スポ・全障スポ
塩尻市実行委員会 会長 百瀬 敬 様

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会

監 事 沼 本 忠 久 

監 事 成 田 輝 美 

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会 決算監査報告書

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会会則第16条の規定に基づき、収支決算について監査を行ったので、次のとおり報告するものです。

記

1 監査の期日

令和8年2月26日(木)

2 監査の方法

監査に当たっては、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、担当職員から説明を聴取し実施しました。

3 監査の結果

関係諸帳簿及び証拠書類と照合の結果、いずれも符号し、正確かつ適正に処理されていることを確認しました。

以上

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会 令和 8 年度事業計画

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会令和 8 年度事業計画を次のとおりとし、円滑な準備業務に努める。

1. 会議の開催

(1) 総会

第 3 回総会

令和 8 年 6 ～ 1 2 月頃

第 4 回総会

令和 9 年 3 月頃

(2) 各専門委員会

令和 8 年 1 0 月～ 1 2 月頃 予定

2. 先催地の準備・開催状況の調査及び研究

(1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（青森県）の開催状況調査

(2) 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ（宮崎県）の開催状況調査

(3) 先催地の開催準備状況の情報収集等

3. 開催準備業務の推進

(1) 広報・啓発活動の推進

- ・市主催イベントによる大会周知
- ・広報、ホームページ、SNS 等による情報発信
- ・広報啓発物品等の作成

(2) 競技会運営準備業務の推進

- ・競技会場設計等業務委託の実施

(3) 各種計画等の策定

(4) 県調査に対する回答書の作成

(5) その他開催準備にかかる業務の推進

4. 関係機関及び競技団体との連絡調整

(1) 長野県実行委員会との連絡調整

(2) 各競技団体との連絡調整

令和 8 年 3 月 17 日
実行委員会第 2 回総会議決

報告事項(4)

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会
令和 8 年度収支予算

➤ 収入 (単位：円)

科目	金 額	備考
1. 市負担金	3, 030, 000	塩尻市負担金
合 計	3, 030, 000	

➤ 支出 (単位：円)

科目	金 額	備考
1. 総務費	65, 000	
会議費	15, 000	会議資料(再生紙)代、郵便料等
事務局費	50, 000	消耗品、備品等
2. 開催推進費	615, 000	
広報啓発費	265, 000	のぼり旗(ポール+注水台セット) バックパネル等
視察調査費	350, 000	○本大会視察 青森県(事務局 3 名) ○事業概要説明会 青森県(事務局 3 名)
3. 大会競技運営費	2, 350, 000	
会場設計等業務委託料	2, 350, 000	本大会及びリハ大会の図面作成、各種配 置計画、費用積算等
合 計	3, 030, 000	

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市 開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）の改定（案）

1. 概要

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市開催推進総合計画で規定している年次計画（年度別業務一覧）において、変更が生じたため内容を以下に記載しています。変更後の一覧は別表1のとおりとなっています。

2. 変更内容

●主要行事：実施時期の修正及び追記

変更前		
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
【8月頃】北信越大会 開催	リハーサル大会 開催	【9月～10月】本大会 開催



変更後		
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
【8月】北信越大会 開催	【11月】リハーサル大会 開催	【10月】本大会 開催

●準備組織（市）：年次ごとの実施本部の内容変更

変更前	
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)
リハ大会実施本部設置	リハ大会実施本部設置 大会実施本部設置



変更後	
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)
庁内実施本部設置	リハ大会実施本部運営

●準備組織（実行委員会）：総会の開催日程変更

変更前			
令和7年度(3年前)	令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
実行委員会設立総会・第1回総会 開催	実行委員会第2回総会 開催	実行委員会第3回総会 開催	実行委員会第4回総会 開催



変更後			
令和7年度(3年前)	令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
実行委員会設立総会・第1回総会 開催 実行委員会第2回総会 開催	実行委員会第3回総会 開催 実行委員会第4回総会 開催	実行委員会第5回総会 開催 実行委員会第6回総会 開催	実行委員会第7回総会 開催 実行委員会 解散総会 開催

●総務企画専門委員会(①総務企画):内容の一部削除及びお成りのスケジュール変更

変更前		
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
大会運営ガイドライン策定	お成り実施要領作成	お成り内容調整
文化プログラム実施基本計画 作成		
		お成り本番



変更後		
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
大会運営ガイドライン策定 削除	お成り実施要領作成	お成り内容調整・本番
文化プログラム実施基本計画 作成 削除		

●総務企画専門委員会(④市民運動):学校観戦及びボランティアの内容及び日程変更

変更前		
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
学校観戦実施要項策定・参加調査	学校観戦割振り	学校観戦バス手配
リハ大会ボランティア募集・研修	大会ボランティア募集・研修	学校観戦本番



変更後		
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
	リハール大会学校観戦 参加調査・計画・実施	本大会学校観戦 参加調査・計画・実施
ボランティア募集・研修		

●総務企画専門委員会(⑤観光・おもてなし):実施期間変更 及び 実施予定内容の追加

変更前		
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
歓迎装飾物品等作成		



変更後		
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
歓迎装飾物品等作成		
売店募集要項 作成		

●競技式典専門委員会(⑥競技):実施予定内容の削除

変更前
令和8年度(2年前)
競技別実施計画 作成



変更後
令和8年度(2年前)
競技別実施計画 作成 削除

●競技式典専門委員会(⑥競技):実施予定内容の削除

変更前
令和8年度(2年前)
リハール大会開催実施要項策定



変更後
令和8年度(2年前)
リハール大会実施要項策定 削除

●競技式典専門委員会(⑦式典):実施予定内容の名称変更 及び 計画策定期間の変更

変更前		変更後
令和8年度(2年前)		令和8年度(2年前)
競技別式典実施要項策定		式典実施要項策定

※「競技別」の記載を削除

変更前	
令和7年度(3年前)	令和8年度(2年前)
情報通信基本計画 作成	

変更後	
令和7年度(3年前)	令和8年度(2年前)
	情報通信基本計画 作成

●競技式典専門委員会(⑧施設):計画策定期間の変更

変更前	
令和7年度(3年前)	令和8年度(2年前)
競技会場レイアウト調整	

変更後	
令和7年度(3年前)	令和8年度(2年前)
	競技会場レイアウト調整

●競技式典専門委員会(⑧施設):実施予定内容の削除

変更前	変更後
令和8年度(2年前)	令和8年度(2年前)
施設整備実施要項策定	施設整備実施要項策定 削除

●宿泊衛生専門委員会(⑨宿泊):(1)宿泊に係る内容の削除 (2)弁当に係る要領等の新規策定 (3)観光ガイドブック・マップの内容及び期間の変更

変更前		
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
競技別宿泊要項策定	観光ガイドブック・マップ作成	観光ガイドブック・マップ配布
観光ガイドブック・マップ検討	リハーサル大会配宿業務委託	

変更後		
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
競技別宿泊要項策定 削除	観光ガイドブック・マップ検討	観光ガイドブック・マップ作成・配布
弁当調製施設募集要領・選定基準策定(新規)	リハーサル大会配宿業務委託 削除	

●宿泊衛生専門委員会(⑩医事・衛生):各項目に係るマニュアルの削除

変更前		変更後
令和8年度(2年前)		令和8年度(2年前)
医療救護対策要項・マニュアル策定		医療救護対策要項策定
防疫実施要項・マニュアル策定		防疫実施要項策定
食品衛生実施マニュアル策定		食品衛生実施マニュアル策定 削除
環境衛生実施マニュアル策定		環境衛生実施マニュアル策定 削除

●輸送交通専門委員会(⑪輸送交通):計画の新規策定及び削除並びに各事業の日程変更

変更前		
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
輸送交通要項・マニュアル策定	リハーサル大会輸送本部設置	
リハ大会輸送計画作成	交通ダイヤ等作成	
移動用バス・タクシーの確保	交通案内図、標識の作成	

変更後		
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
輸送交通要項策定	本大会輸送交通計画策定(新規)	交通案内図、標識の作成
リハ大会輸送計画作成 削除	リハーサル大会輸送本部設置 削除	
	交通ダイヤ等作成 削除	
移動用バス・タクシーの確保		

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）

別表 1

年 度		令和6年度（4年前）	令和7年度（3年前）	令和8年度（2年前）	令和9年度（1年前）	令和10年度（開催年）
開催県		佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	長野県
主 要 行 事			【7月】本大会開催・会期決定 日本スポーツ協会 総合視察	【8月】北信越大会 開催	【11月】リハースル大会 開催	【10月】本大会 開催
準備組織	市	発起人会 設立	実行委員会 設立	庁内実施本部設置	リハ大会実施本部運営	大会実施本部運営
	実行委員会		実行委員会設立総会・第1回総会 開催 実行委員会 第2回総会 開催	実行委員会 第3回総会 開催 実行委員会 第4回総会 開催	実行委員会 第5回総会 開催 実行委員会 第6回総会 開催	実行委員会 第7回総会 開催 実行委員会 解散総会 開催
			総務企画専門委員会 開催			
			競技式典専門委員会 開催			
			宿泊衛生専門委員会 開催			
			輸送交通専門委員会 開催			
			各計画・要項の策定・改正			
	① 総務企画	県準備委員会との連絡調整	県実行委員会との連絡調整 開催推進総合計画 策定・進捗管理	拾得物・遺失物要項策定 関係機関・団体協力要請	大会本部運営マニュアル作成 お成り実施要領作成 リハ大会拾得物・遺失物 取扱実施	お成り内容調整・本番 本大会拾得物・遺失物 取扱実施
		県準備委員会との連絡調整		本大会開催経費積算 リハースル大会予算編成 企業協賛募集・謝意の対応 保険加入要項策定	本大会予算編成 リハースル大会予算執行・決算書作成 リハースル大会保険加入	本大会予算執行・決算書作成 本大会保険加入
		県準備委員会との連絡調整	広報基本計画 策定 市ホームページでの情報発信	広報物品作成・掲示・各イベントブース出展・啓発イベントの開催 SNS運用方針策定 横断幕・懸垂幕設置	広報アクションプラン策定 リハ大会ポスター・冊子作成 大会服飾製作業務委託 カウントダウンボード作製・設置 大会報告書編成方針決定 報道対応マニュアル作成	本大会ポスター・冊子作成 大会報告書作成 報道対応
			市民運動基本計画 策定 ボランティア募集要項 策定	市民運動の推進 リハ大会ボランティア業務計画 作成 ボランティア募集・研修	大会ボランティア業務計画 作成 リハースル大会学校観戦参加調査・計画・実施 応援のぼり旗作成・掲示	本大会学校観戦参加調査・計画・実施
	⑤ 観光・おもてなし		観光・おもてなし基本計画 策定	観光・おもてなし要項策定 案内所・休憩所等設置要項策定 売店設置要項策定 売店募集要項策定 歓迎装飾物品等作成 花育でリレー（試行栽培）実施	観光・おもてなし実施 リハースル大会案内所・休憩所等設置 リハースル大会売店設置 市内案内パンフレットの作成	本大会案内所・休憩所等設置 本大会売店設置 花育でリレー（本栽培）実施

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）

年 度		令和6年度（4年前）	令和7年度（3年前）	令和8年度（2年前）	令和9年度（1年前）	令和10年度（開催年）
開催県		佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	長野県
競技式典 専門委員会	⑥ 競技	競技会会期の調整	競技運営基本計画 策定	競技別実施要項策定		競技別プログラム作成
			リハーサル大会開催基本計画 策定		リハーサル大会競技役員・係員の委嘱	本大会競技役員・係員・補助員等の委嘱
			競技用具の基本計画策定		リハーサル大会用具準備	本大会用具準備
			会場設計プロポーザル仕様書作成	会場設営・撤去業務委託仕様書作成	会場設営・撤去業務委託入札	会場設営・撤去業務委託入札
	⑦ 式典			デモスボ実施要項 作成		組み合わせ抽選会開催
			式典基本計画 策定	式典実施要項策定	リハーサル大会開閉会式実施	本大会開閉会式実施
				情報通信基本計画 作成	リハーサル大会表彰式実施	本大会表彰式実施
				情報通信業務実施要項 作成	競技会記念章・参加章作成	
	⑧ 施設	練習会場・アップ会場の調整		会場等実施設計業務委託	リハーサル大会競技施設設営	本大会競技施設設営
		施設整備基本計画 策定	競技会場レイアウト調整			
宿泊衛生 専門委員会	⑨ 宿泊		宿泊基本計画 策定	仮配宿シミュレーション		本大会配宿
					リハーサル大会配宿	本大会配宿業務委託
				リハ・本大会弁当調達実施要項策定	リハーサル大会弁当調達	本大会弁当調達
				弁当調製施設募集要領・選定基準策定	観光ガイドブック・マップ 検討	観光ガイドブック・マップ 作成・配布
	⑩ 医事・衛生		医事・衛生基本計画 策定	医療救護対策要項策定	リハーサル大会救護本部・救護所設置	本大会救護本部・救護所設置
			食品衛生対策要項 策定	防疫実施要項策定	リハーサル大会医師等確保・当番表作成	本大会医師等確保・当番表作成
			環境衛生対策要項 策定		廃棄物処理計画作成	廃棄物処理実施
輸送交通 専門委員会	⑪ 輸送・交通	輸送・交通基本計画 策定	輸送・交通実施要項策定	本大会輸送交通計画策定	本大会輸送本部設置	
			輸送計画シミュレーション	関係車両の把握・許可車証発行		
			移動用バス、タクシーの確保			
					交通案内図、標識の作成	
	⑫ 警備・消防		警備・消防基本計画 策定	警備・消防実施要項策定	リハーサル大会警備・消防本部設置	本大会警備・消防本部設置
					関係者把握、ID作成	警備・消防必携作成

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市案内所・休憩所設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市観光・おもてなし基本計画」に基づき、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会関係者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所及び憩いの場、交流の場として利用するための休憩所の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

2 案内所の設置

案内所は、総合案内所及び受付案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）と協議のうえ、塩尻駅等に設置する。また、受付案内所及び休憩所は競技会場に設置する。ただし、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ、市実行委員会が定める。また、受付案内所及び休憩所の設置期間は、競技会の開催期間とする。ただし、市実行委員会は必要に応じて、これを変更できるものとする。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、受付案内所及び休憩所の開設時間は、原則として開会行事または競技開始の1時間前から、競技終了または閉会行事終了後1時間までの間とする。ただし、市実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 総合案内所の管理運営に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。
- エ 配布物の管理に関すること。

オ 総合案内所周辺の装飾の管理に関すること。

カ その他各種案内に関すること。

(2) 受付案内所

ア 受付案内所の管理運営に関すること。

イ 大会参加者等の受付案内及び資料等の配付に関すること。

ウ 競技の案内に関すること。

エ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。

オ 迷子、遺失物・拾得物の取扱いに関すること。

カ その他各種案内に関すること。

(3) 休憩所

ア 休憩所の管理運営に関すること。

イ 大会参加者等への飲食物等の提供に関すること。

ウ その他休憩所の運営に関すること。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における案内所・休憩所の設置・運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和8年9月14日から施行する。

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市観光・おもてなし実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市観光・おもてなし基本計画」に基づき、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会関係者等」という。）を歓迎し、心のこもったおもてなしを提供するため、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 観光

大会参加者等が本市の多彩な魅力に触れる機会を創出するため、本市の観光地や特産品等の情報を市ホームページや SNS 等で発信する。

(2) おもてなし

ア 関係団体等の協力を得て、接遇意識の高揚を推進するほか、必要に応じて競技会係員やボランティア等に対して研修を行う。

イ 大会終了後の本市への誘客を図るため、競技会場等において本市の魅力を感じていただける取組を実施するとともに、観光ガイドブック等を配布する。

(3) 歓迎装飾

ア 装飾場所

競技会場、主要駅及びその他必要と認められる場所に設置する。

イ 装飾内容

のぼり旗及び看板、横断幕等を設置する。なお、設置にあたっては、華美・過大な装飾は行わないこととする。

ウ 装飾期間

装飾期間は、施設管理者等と協議のうえ、それぞれ適切な期間とする。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における観光・おもてなしについても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和 8 年 9 月 14 日から施行する。

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市遺失物・拾得物取扱要項（案）**1 趣旨**

この要項は、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）に基づき、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」において、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場、駐車場等（以下「競技会場等」という。）で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 取扱い

- （1）遺失物及び拾得物の届出先は、競技会場等の受付案内担当等とし、受付案内担当等が取扱業務及び一時保管を行うものとする。
- （2）受付案内担当等は、その日の業務終了までに遺失者が判明しない場合は、競技会場等の総務担当等へ引き継ぐものとする。
- （3）総務担当等は、引き継いだ拾得物を盗難・紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、貴重品については、速やかに市実行委員会へ引き継ぐものとする。
- （4）競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、市実行委員会において行う。

3 届出の処理

- （1）拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第 1 号）に必要事項等を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（様式第 2 号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第 3 号）に記入し、拾得物に拾得物個票（様式第 4 号）を貼付して一時保管する。
- （2）遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第 5 号）及び遺失物一覧簿（様式第 6 号）に必要事項を記入の上、拾得物一覧簿（様式第 3 号）と照合し、該当する物件がない場合は、遺失者に対し、遺失物届出書（様式第 5 号）の届出番号を伝えるとともに、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- （1）遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第 7 号）を作成し、署名を受ける。
- （2）遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第 8 号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、可能であれば遺失者に電話で確認の上、遺失物受領書（様式第 7 号）を作成し、署名を受ける。
- （3）拾得者が報労金等請求権を取得した場合は、市実行委員会が拾得物返還通知書（様式第 9 号－1、様式第 9 号－2、様式第 9 号－3 又は様式第 9 号－4）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 総務担当等は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を市実行委員会に引き継ぐ。ただし、総務担当等は、拾得の翌日から起算して7日以内に所轄警察署へ引き継ぐ必要があるため、この時期を失しないように留意する。
- (2) 市実行委員会は、総務担当等から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書（様式第10号）を添えて所轄警察署に引き継ぐ。
- (3) 市実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、申出者に所轄警察署に引き継いだ旨を伝えるとともに、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における遺失物及び拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和8年9月14日から施行する。

拾 得 物 受 理 書

受 理 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分										
拾 得 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃										
拾 得 場 所												
物 件	現 金	総 額		金 額 内 訳								
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		5,000 円		2,000 円		1,000 円		500 円	
			100 円		50 円		10 円		5 円		1 円	
	物 品	種 類	特徴等 (形状・模様・品質等)							点 数		
	拾得者	氏 名	フリガナ				電 話	自 宅				
								携帯電話				
拾得者	住 所	〒										
権利放棄 の 意 思		上記の物件に対する ☐ 一切の権利を放棄します。 ☐ 費用を請求する権利を放棄します。 ☐ 報労金の請求権を放棄します。 ☐ 所有権を取得する権利を放棄します。 ☐ 全ての権利を放棄しません。 令和 年 月 日 信州やまなみ国スポ・全障スポ 塩尻市実行委員会 会長 様 拾得者氏名 (自署)										
氏 名 等 告 知 の 同 意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 ☐ 有 ☐ 無 ※報労金を受け取るには、氏名及び住所又は電話番号のいずれかを 遺失者に告知する必要があります。										
拾得物返還通知書の希望		拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望 ☐ 有 ☐ 無 ※一切の権利を放棄する場合を除き、記入する。										
拾得者の権利		☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 無権										
備 考		上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 信州やまなみ国スポ・全障スポ 塩尻市実行委員会 取扱担当者氏名 (自署) ※取扱担当者氏名がないものは無効										

※太枠内部分は、原則拾得者に記入していただくこと

拾 得 物 受 理 書 (控え)

※当該拾得物が警察署に届けられた後、警察から
拾得者様宛に拾得物の通知をすることがあります。

受 理 日 時		令和 年 月 日 ()		午前・午後 時 分								
拾 得 日 時		令和 年 月 日 ()		午前・午後 時 分頃								
拾 得 場 所												
物 件	現 金	総 額	金 額 内 訳									
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		5,000 円		2,000 円		1,000 円		500 円	
			100 円		50 円		10 円		5 円		1 円	
	物 品	種 類	特 徴 等 (形状・模様・品質等)								点 数	
	拾得者	氏 名	フリガナ			電 話	自 宅					
							携帯電話					
拾得者	住 所	〒										
権利放棄 の 意 思		上記の物件に対する ☐ 一切の権利を放棄します。 ☐ 費用を請求する権利を放棄します。 ☐ 報労金の請求権を放棄します。 ☐ 所有権を取得する権利を放棄します。 ☐ 全ての権利を放棄しません。										
		令和 年 月 日 信州やまなみ国スポ・全障スポ 塩尻市実行委員会 会長 様 拾得者氏名 (自署)										
氏 名 等 告 知 の 同 意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 ☐ 有 ☐ 無 ※報労金を受け取るには、氏名及び住所又は電話番号のいずれかを 遺失者に告知する必要があります。										
拾得物返還通知書の希望		拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望 ☐ 有 ☐ 無 ※一切の権利を放棄する場合を除き、記入する。										
拾得者の権利		☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 無権										
備 考		上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 信州やまなみ国スポ・全障スポ 塩尻市実行委員会 取扱担当者氏名 (自署) ※取扱担当者氏名がないものは無効										

注1 この拾得物受理書（控え）は、塩尻市実行委員会及び所轄警察署から通知があった場合、確認に必要ですから紛失しないように大切に保管してください。

2 拾得者は、拾得物の評価額の5～20%の2分の1の範囲内で報労金を受け取れます。（権利放棄された方は該当しません。）

3 遺失者がわからないときは、拾得の翌日から起算して7日以内に塩尻市実行委員会から所轄警察署へ提出します。なお、所轄警察署への提出後、さらに3か月を経過しても遺失者がわからないときは、あなたがこの物件の所有権を取得できます。（権利放棄された方は、該当しません。）

ただし、個人情報の記録された物件については、所有権を取得することはできません。

4 詳細につきましては、所轄警察署へ問い合わせてください。

あなたがこの物件を受け取ることができる期間は、塩尻市実行委員会が所轄警察署へ届出した翌日から3か月を経過した日から2か月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意ください。

5 所轄警察署は以下のとおりです。

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
塩尻警察署	399-6461	塩尻市宗賀 73-305	0263-54-0110

競技名(種別)

受 理 会 場

拾 得 物 一 覧 簿

受理 番号	拾得日時	拾得場所	拾得者氏名 区分	物件 (種類及び数量)			拾得取扱担当者 返還取扱担当者	備考
				現金	物品	形状・特徴・ 在中品の内訳等		
	月 日 時 分頃		☐ 大会運営関係者 ☐ 上記以外					1 返還済 (日付 月 日)
								2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃		☐ 大会運営関係者 ☐ 上記以外					1 返還済 (日付 月 日)
								2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃		☐ 大会運営関係者 ☐ 上記以外					1 返還済 (日付 月 日)
								2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃		☐ 大会運営関係者 ☐ 上記以外					1 返還済 (日付 月 日)
								2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃		☐ 大会運営関係者 ☐ 上記以外					1 返還済 (日付 月 日)
								2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃		☐ 大会運営関係者 ☐ 上記以外					1 返還済 (日付 月 日)
								2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃		☐ 大会運営関係者 ☐ 上記以外					1 返還済 (日付 月 日)
								2 実行委員会引継ぎ

※ 受理番号については、拾得物受理書の受理番号と同一となるよう、競技開始日からの通し番号を記載してください。
※ 上記表中の大会運営関係者（競技会係員、競技会補助員、警備員等の大会運営業務を委託された者等）とは遺失物法第2条第2項で定める施設占有者を指す。

様式第 4 号

拾 得 物 個 票		
拾 得 物 受 理 番 号	第 号	
拾 得 物 受 理 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 拾 得 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 件	現金	
	物品	
拾 得 者		
取扱担当者 氏 名		
会 場 名		

様式第 4 号

拾 得 物 個 票		
拾 得 物 受 理 番 号	第 号	
拾 得 物 受 理 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 拾 得 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 件	現金	
	物品	
拾 得 者		
取扱担当者 氏 名		
会 場 名		

様式第 4 号

拾 得 物 個 票		
拾 得 物 受 理 番 号	第 号	
拾 得 物 受 理 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 拾 得 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 件	現金	
	物品	
拾 得 者		
取扱担当者 氏 名		
会 場 名		

様式第 4 号

拾 得 物 個 票		
拾 得 物 受 理 番 号	第 号	
拾 得 物 受 理 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 拾 得 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 件	現金	
	物品	
拾 得 者		
取扱担当者 氏 名		
会 場 名		

遺失物届出書

届出番号		第 号								
届出日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分								
遺失日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃								
遺失場所										
遺失者	住所	〒								
	フリガナ									
	氏名									
	電話	自宅 ()				携帯電話 ()				
物件	現金	総額	金額内訳							
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		5,000円		2,000円		1,000円	
			500円		100円		50円		10円	
			5円		1円					
	物品	種類	特徴等(形状・模様・品質等)						点数	
備考										
上記の旨について、誤りがないことに同意します。 信州やまなみ国スポ・全障スポ 塩尻市実行委員会 会長 様 令和 年 月 日 署名 _____ (自署)										

拾得物一覧簿(様式第3号)と照合し、該当する物件がなかった場合には、
当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るように説明すること

拾得物一覧簿(様式第3号)に該当する物件があった場合			
連絡日時	令和 年 月 日 ()	午前・午後 時 分	
返還取扱担当者		拾得物受理番号	第 号
連絡結果	☐ 遺失者本人に連絡	令和 年 月 日	
	☐ 遺失者本人に返還	令和 年 月 日(郵送の場合は着払い)	
	☐ 拾得者へ電話連絡	令和 年 月 日	
	☐ 拾得者への返還通知書の送付	令和 年 月 日	
	☐ 拾得者への返還通知希望無し		

豐
休
野
畝

遺失物一覽簿

※ 届出番号については、重複した番号とならないよう競技開始日からの通し番号で記載してください。

競技名(種別) _____

受 理 会 場 _____

遺失物受領書

拾得物受理番号		第 号	
拾得物件	現 金	金 _____ 円	
	物 品	種 類	特徴等(形状・模様・品質等)
上記の物件を受領しました。 令和 年 月 日 信州やまなみ国スポ・全障スポ 塩尻市実行委員会 会長 様 住 所 _____ 氏 名 _____ (自署) 電 話 _____ () 拾得者に対して、住所・氏名・電話番号を教えることに ☐ 同意します。 ☐ 同意しません。			
返還時本人確認方法		☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他 ()	
返 還 担 当 者			

※太枠内部分は、原則遺失者に記入していただくこと

委任状

遺失物の受取を下記の者に委任しました。

受任者住所 _____

氏名 _____ 委任者との関係 _____

令和 年 月 日

委任者（遺失者）住所 _____

電話番号 _____

氏名 _____ （自署）

年 月 日

様

信州やまなみ国スポ・全障スポ
塩尻市実行委員会 会長

拾 得 物 返 還 通 知 書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受番号 ）は、
年 月 日に遺失者に返還しましたので通知いたします。

あなたには、遺失物法の規定により、この物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合にはその費用を、また、物件の価格の5%から20%（施設内で拾得をした物件についてはその2分の1）に相当する額の報労金を遺失者に請求する権利があります。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

遺失者には、速やかにあなたに報労金を支払うよう説明してありますので、この通知書より先に遺失者から連絡がある場合がありますので申し添えます。

信州やまなみ国スポ・全障スポ
塩尻市実行委員会
所 在 地 塩尻市大門七番町4番3号
電話番号 0263－52－7612

年 月 日

様

信州やまなみ国スポ・全障スポ
塩尻市実行委員会 会長

拾 得 物 返 還 通 知 書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受番号 ）は、
年 月 日に遺失者に返還しましたので通知いたします。

あなたには、遺失物法の規定により、この物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合にはその費用を、また、物件の価格の5%から20%（施設内で拾得をした物件についてはその2分の1）に相当する額の報労金を遺失者に請求する権利がありますが、氏名等の告知に同意されていないため、遺失者に対してあなたの氏名等を告知いたしません。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

この通知を受けて、遺失者の連絡先を知りたいときは、下記までご連絡ください。

信州やまなみ国スポ・全障スポ
塩尻市実行委員会
所 在 地 塩尻市大門七番町4番3号
電話番号 0263－52－7612

年 月 日

様

信州やまなみ国スポ・全障スポ
塩尻市実行委員会 会長

拾 得 物 返 還 通 知 書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受番
年 月 日に遺失者に返還しましたので通知いたします。

あなたには、遺失物法の規定により、この物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合にはその費用を、また、物件の価格の5%から20%（施設内で拾得をした物件についてはその2分の1）に相当する額の報労金を遺失者に請求する権利がありますが、氏名等の告知に同意されていないため、遺失者に対してあなたの氏名等を告知すること及びあなたに対して遺失者の氏名等を告知することはいたしません。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

この通知を受けて、あなたが、あなたの氏名等を遺失者に告知することに同意できる場合は、遺失者にあなたの氏名等を告知し、報労金の支払いを教示しますので、下記までご連絡ください。

信州やまなみ国スポ・全障スポ
塩尻市実行委員会
所 在 地 塩尻市大門七番町4番3号
電話番号 0263－52－7612

年 月 日

様

信州やまなみ国スポ・全障スポ
塩尻市実行委員会 会長

拾 得 物 返 還 通 知 書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号 ）は、
年 月 日に遺失者に返還しましたので通知いたします。

信州やまなみ国スポ・全障スポ
塩尻市実行委員会
所 在 地 塩尻市大門七番町4番3号
電話番号 0263－52－7612

拾得物届出書

年 月 日

塩尻警察署長 様

住所	塩尻市大門七番町 4 番 3 号
事務所名	信州やまなみ国スポ・全障スポ
代表者名	塩尻市実行委員会 会 長 百 瀬 敬
担当者氏名 (自筆)	
連絡先	0263-52-7612

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、本市実行委員会は一切の権限を放棄します。

競技名 (種別)		受理会場		会場住所		
拾得 受理番号	物件の種類及び特徴等		拾得者の氏名・住所等	権利等	拾得日時・場所	交付日時・場所
	現金 (内訳)	物品				
	合計	円 (金種内訳)	氏名又は名称	☐ 有権 ☐ 費用請求権 ☐ 報労金 ☐ 所有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 無権	月 日 時 分 場所	月 日 時 分 場所
			住所又は所在地 電話番号その他連絡先	氏名等の告知の同意 ☐ 有 ☐ 無		
	合計	円 (金種内訳)	氏名又は名称	☐ 有権 ☐ 費用請求権 ☐ 報労金 ☐ 所有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 無権	月 日 時 分 場所	月 日 時 分 場所
			住所又は所在地 電話番号その他連絡先	氏名等の告知の同意 ☐ 有 ☐ 無		

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市保険加入要項（案）

1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下「大会」という。）において、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定める。

2 契約

市実行委員会は、保険の内容に応じて、損害保険会社等と保険契約を締結する。

3 保険内容

市実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険、傷害保険及びボランティア活動保険に加入するものとし、保険内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）損害賠償責任保険

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故の補償に係る保険をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場、総合案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、市実行委員会が所有又は管理運営するものの不備又は運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円
対物	—	1 億円	3 億円

イ 医師等賠償事故

市実行委員会が管理運営する救護所等での医師又は看護師等の業務により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円

ウ 生産物賠償事故

市実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	3,000 万円	3 億円	3 億円

エ 受託物賠償事故

市実行委員会が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は盗取若しくは詐取されたことなどにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	1 事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

（２）傷害保険

被保険者が、大会期間中等に大会準備若しくは大会運営に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた損失の補償に係る保険をいう。

また、一般観覧者においては、市実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命・身体に生じた事故の補償に係る保険をいう。

被保険者	保険金額（支払限度額）		
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
大会役員	2,500 万円	5,000 円	3,000 円
競技会役員			
競技役員			
競技補助員			
一般観覧者			
医師	1 億 5,000 万円	30,000 円	10,000 円
看護師	3,000 万円	10,000 円	5,000 円
理学療法士			

（３）ボランティア活動保険

競技会補助員の活動中の偶然の事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故の補償及び競技会補助員が大会期間中等に大会準備若しくは大会運営に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた損失の補償に係る保険をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	1 人	1 事故
対人・対物	5 億円	5 億円

被保険者	保険金額（支払限度額）		
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
競技会補助員	1,040 万円	6,500 円	4,000 円

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次に掲げる事故については、保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任保険

- ア 故意による事故
- イ 地震及び台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害保険

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震及び台風等の天災による事故
- ウ 被保険者の疾病又は心神喪失による事故
- エ 被保険者の自殺又は犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

(3) ボランティア活動保険

同項第1号及び第2号に準じる。

5 事故報告

(1) 競技会係員は大会期間中等に事故が発生した時、速やかに市実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。

(2) 市実行委員会は前項の報告を受理した場合、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

(1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る損害賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、ボランティア活動保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。

(2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(3) 競技別リハーサル大会における保険加入の取扱いについても、この要項を準用する。

附則

この要項は、令和8年9月14日から施行する。

(様式第1号)

事故報告書

令和 年 月 日

信州やまなみ国スポ・全障スポ
塩尻市実行委員会 会長 様

報告者 _____

事故発生日時	年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	有 ・ 無 【撮影者氏名】
所有者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	

【傷害事故の場合】

負傷者	参 加 区 分 (該当を○で囲む)	選手 ・ 監督 ・ 大会役員 ・ 競技会役員 ・ 競技役員 競技補助員 ・ 競技会補助員 (ボランティア) ・ トレーナー ふるまい団体 ・ 医師 ・ 看護師 ・ 理学療法士 ・ 一般観覧者
	住 所	
	氏 名	年 齢 歳 男 ・ 女
	電 話 番 号	
	親 権 者 氏 名	※18歳未満の子が負傷した場合のみ記入
医療機関	名 称	
	電 話 番 号	
	担 当 医 師	
傷害内容	傷 病 名	
	症状・程度など	

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市売店設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市観光・おもてなし基本計画」に基づき、第 8 2 回国民スポーツ大会・第 2 7 回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下、「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下、「大会関係者等」という。）の利便性に配慮するとともに、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会（以下、「市実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

競技会場（ユメックスアリーナ）に設置する。ただし、市実行委員会は必要に応じて設置場所を変更・追加することができる。

3 設置期間

原則として競技会の開催期間中とする。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 開設時間

原則として開会行事又は競技開始の 1 時間前から、競技終了又は閉会行事終了後 1 時間までの間とする。ただし、市実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、市実行委員会が決定し、出店規模は原則として 1 店舗あたり約 2 0 ㎡以内（2 間×3 間のテント相当）とする。ただし、市実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

6 設備備品

次に掲げるものについては、市実行委員会が準備し、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）は出店者が準備する。なお、市実行委員会に許可を受けて火気器具又は燃料等危険物を使用する出店者は、必要に応じて所轄消防署に届け出るとともに、出店区画内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

（1）テント（2 間×3 間） 1 張（横幕を含む。）

（2）長机 6 台以内

（3）椅子 4 脚以内

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) 国スポ・全障スポ記念グッズ

国民スポーツ大会標章又は信州やまなみ国スポ・全障スポマスコットキャラクター「アルクマ」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（県実行委員会）の使用承認を得ているもの。

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、市実行委員会が郷土物産品と認めるものは、販売品目にすることができる。）

ア 製品加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下、「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現場調理品

あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理又は加工のみを行うもので、保健所の営業許可を受けているもの。

(5) 宅配便

(6) 国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等（以下、「障害者就労施設等」という。）による製品

(7) その他市実行委員会が特に必要と認めるもの

8 出店者条件

売店の出店者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 原則として、市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。ただし、次に該当する者については、この限りではない。

ア 第77回国民体育大会以降の国民体育大会、国民スポーツ大会及び競技別リハーサル大会に出店実績がある者

イ 競技団体の推薦があり、市実行委員会が必要と認めた者

ウ キッチンカーについては、当該管轄地保健所で営業許可を受けており、1年以上営業を継続している者

エ その他市実行委員会が認めた者

(2) 競技期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店できること。

(3) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を

受けていること。

- (4) 法令等の違反により、申請時点において過去 1 年間に営業停止等の処分を受けていないこと。
- (5) 飲食物を販売する出店者については、申請時点において過去 3 年間に食中毒等の事故歴がないこと。
- (6) 調理従事者については、出店前 1 ヶ月以内に検便検査を実施し、その結果を市実行委員会へ提出できること。なお、当該検査項目は「赤痢菌」「サルモネラ属菌」「腸管出血性大腸菌」とする。
- (7) 申請時点において、国税（法人税又は所得税及び消費税）並びに地方税（市税）に滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及び同条第 6 号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

9 出店申請

出店希望者は、市実行委員会が別に定める期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 売店出店申請書（様式第 1 号）
- (2) 売店概要書（様式第 2 号）
- (3) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込物品調書（様式第 3 号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第 4 号）
- (5) 売店責任者及び従事者の本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカードの写しなど、公的機関が発行したもので顔写真のあるもの）

10 経費負担

- (1) 売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、市実行委員会が別に定める出店料を負担する。出店者は、市実行委員会が指定する期日までに指定する口座に出店料を振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担する。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第 5 号）を提出し、承認を受けなければならない。市実行委員会は承認した者に対し、出店料免除決定通知書（様式第 6 号）により通知する。
 - ア 国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に規定する障害者就労施設等

イ 国又は地方公共団体

ウ その他市実行委員会が特に必要と認めた者

(4) 既に納付された出店料は還付しない。ただし、特別な理由があると市実行委員会が認めた時は、出店料の全部又は一部を還付することができる。

11 出店者の選定

市実行委員会は、要項第9項に規定する申請があった時は、この要項に基づき、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ、郷土物産品のPR等を考慮したうえで、出店者として選定する。この場合において、申請者が次のいずれかに該当する時は、該当申請をした者を優先して選定する。ただし、これによりがたい場合は抽選により選定する。

(1) 塩尻市内の事業者等

(2) 売店の販売品目にかかる業種別協議会、連合会、協同組合等の団体

(3) 障害者就労施設等

(4) その他市実行委員会が適当と認める者

12 売店許可決定通知書及び出店許可証の交付

市実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第7号）を交付する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第8号）を交付する。

13 保健所への届出

飲食店営業許可等を必要とする出店者は、売店許可決定通知書を受領後、速やかに保健所に許可申請を行い、営業許可証の写しを市実行委員会へ提出しなければならない。

14 売店監督員

(1) 市実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。

(2) 売店監督員は、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実施本部（以下、「実施本部」という。）の職員とし、現場を巡回して、本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督するものとする。

15 売店責任者

(1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中、常駐させるものとする。

- (2) 売店責任者に変更があった時は、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。なお、売店責任者を変更する場合は、新たに売店責任者になる者の本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカードの写しなど、公的機関が発行したもので顔写真のあるもの）を提出すること。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料の販売（試飲を含む。）及び無償での提供を行うこと。ただし、飲料の無償提供を行わず、郷土物産品として取り扱うアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物を販売及び無償提供すること。
- (7) 許可された品目以外の物品等を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 市実行委員会の許可を受けていない火気器具及び燃料等危険物を使用すること。
- (10) その他大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

17 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会が交付する売店出店許可証（様式第8号）を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品は、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 飲食物を販売する売店にあっては、次のことを遵守すること。
 - ア 出店者は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。

イ ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は自己の責任と費用負担により適正に行うこと。なお、廃棄物容器は、蓋付きのものとし、汚液及び異臭等が漏れないよう常に清潔にしておくこと。

(5) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、市実行委員会が別途交付する駐車許可証を掲示し、販売品等の搬入搬出及び陳列は、市実行委員会が指示する時間内に完了させること。なお、原則として搬入車両は1店舗につき1台とする。

(6) 市実行委員会が別途交付するADカードを着用すること。

(7) 接客にあたっては、心のこもったおもてなしで、親切・丁寧な対応を心がけること。

(8) 調理等に必要な電気、ガス及び水については、各自準備すること。

(9) 天候悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために売店の撤去命令等を指示した場合には、その指示に従うこと。

(10) 従業員の変更・追加・削除等があった場合には、直ちに市実行委員会に報告すること。なお、変更・追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカードの写しなど、公的機関が発行したもので顔写真のあるもの）を提出すること。

(11) その他関係法令等を遵守し、施設管理者及び市実行委員会の指示に従うこと。

18 管理運営

売店における販売品等の管理は、出店者が責任を負い、火災や盗難その他不可抗力による災害に対しては、市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生した時、売店責任者は初期対応にあたりとともに、直ちに実施本部に報告し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見した場合、売店責任者は直ちに実施本部に報告し、その指示に従うものとする。

20 許可の取り消し

市実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当した時は、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は市実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

(1) 関係法令及び本要項に違反したとき。

(2) 虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。

(3) その他市実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

21 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えた時は、その損害賠償の責任を負うものとする。

22 補填及び補償

(1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を市実行委員会に請求することはできない。

(2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、市実行委員会が予測できない理由により、出店中止又は縮小になった場合でも、出店準備・撤去等に生じた経費の補償を市実行委員会に請求することはできない。

23 原状回復

出店者は、売店設置期間終了後、速やかに販売品等を搬出し、原状回復しなければならない。出店者が原状回復を怠った場合は、市実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

24 その他

(1) この要項に定めるもののほか、売店の設置及び募集に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における売店の設置・運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和8年9月14日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

信州やまなみ国スポ・全障スポ
塩尻市実行委員会 会長 様

申請者

住 所

商号又は名称

代表者役職名・氏名

電話番号

売店出店申請書

信州やまなみ国スポ・全障スポにおいて、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市売店設置運営要項第 9 の規定に基づき申請します。

1 出 店 会 場 ユメックスアリーナ (競技名：)

2 出店希望日数 日間

3 出店希望形態 テント (張) ・ キッチンカー (台)
その他 ()

4 添付書類

- (1) 売店概要書 (様式第 2 号)
- (2) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品調書 (様式第 3 号)
- (3) 誓約書兼承諾書 (様式第 4 号)
- (4) 売店責任者及び従事者の本人確認書類 (運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど、公的機関が発行したものの写し)

売店概要書

商 号 又 は 名 称				
代表者役職名・氏名				
所 在 地	〒			
連 絡 先	TEL:		FAX:	
出 店 担 当 者	氏 名:		TEL:	
業 種				
主 要 取 扱 品 目	スポーツ用品・国スポ全障スポ記念グッズ・郷土物産品 飲食物・宅配便・その他（ ）			
国スポ等出店実績	あり（ 国スポ（国体）／大会 ） ・ なし			
営 業 開 始 年 月 日	年	月	日	従業員数 人
営 業 に 関 し て 取 得 し た 許 可 等 の 種 類	種 類		番 号	
	取得年月日		年	月 日
過去1年間法令等違反 処 分 歴 の 有 無	有 ・ 無		過去3年間食中毒発生 事 故 歴 の 有 無	有 ・ 無
火気器具等の使用の有無		有 ・ 無		
販 売 品 目 価 格 等 一 覧				
No.	商 品 名	数 量	販売価格 (税込/円)	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※欄が足りない場合は、別紙（任意様式）に追加してください。

売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品調書

商号又は名称

1 売店従事者名簿

従 事 日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

※売店責任者の本人確認書類（運転免許証等公的機関が発行したもので顔写真のあるもの）の写しを添付してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備 考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※車両の種類には、「2 tトラック」、「軽トラック」等を記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※キッチンカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を備考欄に記入してください。

※キッチンカーにて販売を行う場合は、駐車場を使用できませんので、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

3 持込備品一覧表

備品名	規格等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を記入してください。（発電機やホットプレート等）

※火気や電気を使用する場合は、1店舗につき、原則各1本の消火器を設置して下さい。

様式第 4 号

年 月 日

信州やまなみ国スポ・全障スポ
塩尻市実行委員会 会長 様

申請者

住 所

商号又は名称

代表者役職名・氏名

誓約書兼承諾書

信州やまなみ国スポ・全障スポへの売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁等に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の申請にあたり、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うものではありません。
- 3 販売品目の販売において、法令等に違反して、過去 1 年間に処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去 3 年間に食中毒等における行政処分を受けていません。

（連絡担当者）

担当者所属：

担当者氏名：

T E L：

F A X：

E - m a i l：

代表者役職名・氏名

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
	国又は地方公共団体
	その他（ ）

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会
会 長 百 瀬 敬

令和 年 月 日付けで申請のあった売店出店料免除申請について、下記の
とおり決定しましたので、通知します。

1 免除の可否 可 ・ 否

2 免除対象会場 ユメックスアリーナ (競技名：)

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
	国又は地方公共団体
	その他（ ）

塩国ス実第 号
令和 年 月 日

様

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会
会 長 百 瀬 敬

売店許可決定通知書

信州やまなみ国スポ・全障スポにおいて、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり決定しました。

つきましては、下記指定口座へ令和 年 月 日（ ）までに出店料を納入してください。

また、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市売店設置運営要項第13項の規定に基づき、営業許可を必要とする出店者については、令和 年 月 日（ ）までに保健所の受付印が押された許可証等の写しを提出してください。

記

- 1 出店会場 ユメックスアリーナ（競技名： ）
- 2 出店形態 テント 張 ・ その他（ ）
- 3 出店料 円
- 4 指定振込口座
〇〇銀行 〇〇支店 普通
口座番号：〇〇〇〇〇〇
口座名義人：信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会
会長 百瀬 敬

※振込手数料については、出店者負担となりますので、ご了承ください。

様式第 8 号

塩国ス実第 号
令和 年 月 日

様

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会
会 長 百 瀬 敬

売店出店許可証

信州やまなみ国スポ・全障スポにおいて、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 役 職 名 ・ 氏 名	
出 店 許 可 会 場	ユメックスアリーナ （競技名： ）
出 店 許 可 期 間	令和 年 月 日（ ） ～ 月 日（ ）
出 店 許 可 品 目	
駐 車 許 可 台 数	
遵 守 事 項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市売店設置運営要項及び関係法令を遵守すること。

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市売店募集要領（案）

1 趣旨

この要領は、本市で開催される第 8 2 回国民スポーツ大会・第 2 7 回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」及び競技別リハーサル大会の売店出店者の募集について、「信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市売店設置運営要項（以下、「要項」という。）」に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 設置場所及び設置期間

売店の設置場所及び設置期間は下表のとおりとし、設置期間中の途中開設・閉設は原則認めないものとする。

また、出店数と出店位置は、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会（以下、「市実行委員会」という。）が現地の状況等を勘案して指定する。

(1) 競技別リハーサル大会

競技種目	大会名	設置期間（令和 9 年）	会場（出店場所）
バドミントン	バドミントン S / J リーグ II 2 0 2 7 塩尻大会	1 1 月 2 5 日（木） ～ 1 1 月 2 8 日（日）	ユメックスアリーナ（塩尻市総合体育館）※屋外
銃剣道	信州やまなみ銃剣道競技リハーサル大会	1 1 月 2 0 日（土） ・ 2 1 日（日）	ユメックスアリーナ（塩尻市総合体育館）※屋外

(2) 信州やまなみ国スポ

競技種目	設置期間（令和 1 0 年）	会場（出店場所）
バドミントン	1 0 月 1 日（日）～ 1 0 月 4 日（水）	ユメックスアリーナ（塩尻市総合体育館）※屋外
銃剣道	1 0 月 7 日（土）～ 1 0 月 9 日（月・祝）	ユメックスアリーナ（塩尻市総合体育館）※屋外

3 開設時間

売店の開設時間は、開会行事又は競技開始の 1 時間前から、競技終了又は閉会行事終了後 1 時間までの間とする。ただし、市実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

4 出店規模及び設備

(1) 出店規模

1店舗あたり1ブース（約20㎡（2間×3間のテント相当））を基本とするが、市実行員会は、必要に応じてこれを変更できる。また、キッチンカーにて出店する場合はテントを設置しないものとし、キッチンカー1台につき1ブース使用とみなす。なお、市実行委員会は出店状況を勘案し、必要に応じて出店規模を変更することができる。

(2) 設備

市実行委員会は、1ブースごとに次の設備を準備する。

品 名	数 量	備 考
テント	1 張	2 間×3 間、四方幕を含む
長机	6 台以内	
椅子	4 脚以内	

上記以外に必要な備品（発電機、消火器等）は出店者自身が準備すること。

5 出店料

(1) 要項第10項第2号に規定する出店料は次のとおりとする。

ア 出店者区分及び出店料

出店者区分	1 ブース（約20㎡）
市内事業所	2,000円／日
市外事業所	5,000円／日

※ 1ブースの半分（0.5張）以下による出店を市実行委員会が認めた場合は、上記金額の半額を徴収することとする。

※ キッチンカーも上記の金額と同額とする。

イ 出店を許可された者は、市実行委員会が指定する期日までに指定する口座へ出店料を振り込むこととする。ただし、振り込みによる手数料については、出店者の負担とする。

(2) 次の団体等については、出店料を免除することができる。

ア 国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等

イ 国又は地方公共団体

ウ その他市実行委員会が特に必要と認めた者

6 出店者の条件

売店の出店者は、要項第8項に規定する条件等を満たす者とする。

7 出店申請

出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を持参又は郵送にて、市実行委員会事務局へ提出するものとする。

No.	必要書類	特記事項
1	売店出店申請書（様式第1号）	出店を希望する種目ごとに1通提出
2	売店概要書（様式第2号）	同上
3	売店従事者、搬入車両予定表及び持ち込み物品調書（様式第3号）	同上
4	誓約書兼承諾書（様式第4号）	
5	売店責任者及び従事者の本人確認書類（運転免許証、パスポート等の写し）	公的機関が発行した顔写真のあるもの
6	営業に関する許可申請書等の写し	該当者のみ提出
7	塩尻市税の納税証明書（写し可）	申請書提出前3ヶ月以内に発行されたもの（市外不要）
8	消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書（写し可）	同上

※ 2種目とも出店を希望する場合、No. 4、6、7及び8は各1通の提出とする。

※ 申請書等は、市ホームページに掲載するほか、市実行委員会事務局にも備え付ける。

※ その他遵守事項等の詳細については、要項を参照すること。

8 出店者の選定

要項第11項に規定するとおりとする。

9 受付期間等

(1) 募集期間

ア 競技別リハーサル大会

令和9年6月1日（火）～令和9年7月30日（金）

イ 信州やまなみ国スポ

令和10年5月1日（月）～令和10年6月30日（金）

(2) 受付時間

午前9時～午後4時30分（土・日・祝日を除く）

10 その他

- (1) 出店にあたっては、要項及び本要領を遵守すること。
- (2) 提出された書類に含まれる個人情報については、市実行委員会が売店の選定、設置及び運営のために使用するものとし、その他の目的には使用しない。
- (3) 駐車場については、原則、1店舗につき1台とする。
- (4) 設置期間中の夜間、または翌日に備えてブース内に荷物を保管する場合等については、出店者の責任において管理することとし、市実行委員会では出店者の荷物等について一切の責任を負わない。
- (5) 市実行委員会は、荒天等により、やむを得ず売店の出店を中止する場合がある。その際は、市実行委員会より出店者責任者へ連絡するものとする。
- (6) 競技会場では、大会関係者に弁当類が配布されるほか、大会関係者及び一般観覧者へドリンクや料理、菓子等を無料でふるまう場合がある（競技別リハーサル大会を除く）。また、国民スポーツ大会における協賛の関係により、のぼり旗掲出等の宣伝・PR活動に制限がかかる場合がある。

11 出店申請及び問い合わせ先

〒399-0738

塩尻市大門七番町4-3 塩尻総合文化センター1階
信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会事務局
(塩尻市役所 交流文化部 国民スポーツ大会推進室内)

電話：0263-52-7612

FAX：0263-52-8731

E-mail：kokuspo@city.shiojiri.lg.jp

出店料算出参考資料

運営設備

- (1) テント（2間×3間） 1張以内（四方幕を含む）
- (2) 長机 6台以内
- (3) 椅子 4脚以内

先催県出店料

開催市	数量	市内業者	市外業者
栃木県大田原市	1張	2,000 円/日	5,000 円/日
	0.5張	1,000 円/日	2,500 円/日
	キッチンカー	1,000 円/日	2,500 円/日
栃木県壬生町	提供資料なし		
鹿児島県指宿市	1張	2,000 円/日	5,000 円/日
	0.5張	1,000 円/日	2,500 円/日
鹿児島県霧島市	1張	2,500 円/日	5,000 円/日
	0.5張	1,250 円/日	2,500 円/日
	キッチンカー	2,500 円/日	5,000 円/日
佐賀県唐津市	1張	2,000 円/日	4,000 円/日
	キッチンカー	1,000 円/日	2,000 円/日
佐賀県大町町	提供資料なし		
滋賀県大津市	1張	3,300 円/日	6,600 円/日
	0.5張	1,650 円/日	3,300 円/日
	キッチンカー	3,300 円/日	6,600 円/日
滋賀県高島市	1張	2,000 円/日	5,000 円/日
	0.5張	1,000 円/日	2,500 円/日
平均		2,300 円/日	5,100 円/日

先催県の出店料の平均金額を参考に、本市の出店料は次のとおりとする。

	数量	市内業者	市外業者
塩尻市	1張	2,000 円/日	5,000 円/日
	0.5張	1,000 円/日	2,500 円/日
	キッチンカー	2,000 円/日	5,000 円/日

※参考※

市内他イベント出店料

イベント	数量	市内業者	備考
ワイナリーフェスタ	1 区画	10,000 円/日	市内・市外で金額差なし
高ボッチFES（キッチンカー）	1 台	5,000 円/日	市内・市外で金額差なし
木曽漆器祭・奈良井宿場祭	1 事業者	5,000 円/日	主な出店者：商工会議所の登録業者

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市競技別リハーサル大会 ボランティア業務計画(案)

1 目的

この計画は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市ボランティア募集要項」に基づき、本市で開催する競技別リハーサル大会(以下「リハーサル大会」という。)の運営に携わるボランティアの業務を定める。

2 活動内容

ボランティアが活動を予定するリハーサル大会は次のとおりとする。

競技名	会期	会場
バドミントン	令和9年11月25日(木)～28日(日)	ユメックスアリーナ(塩尻市総合体育館)
銃剣道	令和9年11月21日(日)	ユメックスアリーナ(塩尻市総合体育館)

3 活動予定

ボランティアの活動内容は、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市ボランティア募集要項に基づき、次のとおりとする。

区 分	主な活動内容
受付・案内	競技会場等における受付・案内、資料配付、情報提供 等
休憩所	休憩所におけるドリンクサービス、おもてなし 等
弁当配付	弁当引換所における弁当の配付及び空き箱の回収 等
会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導 等
環境美化	競技会場内外の美化・清掃活動、装飾物（歓迎看板・草花等）の管理 等
駐車場整理	駐車場の案内・整理、シャトルバス等の乗降案内 等
その他	上記のほか、競技会運営に関する活動

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会
第2回総務企画専門委員会

参考資料 目次

資料1：信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市観光・おもてなし基本計画…62

資料2：信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻ボランティア募集要項……………63

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市観光・おもてなし基本計画

1 目的

第 8 2 回国民スポーツ大会・第 2 7 回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下「大会」という。）塩尻市開催競技に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の観光・おもてなしについて、「塩尻市開催推進総合計画」に基づき、本市を訪れる全ての方々を笑顔で温かくお迎えするとともに、豊かな自然、歴史、文化、食など本市の多彩な魅力に触れていただくことで、大会後も「また訪れたい」と感じていただけるような、心のこもったおもてなしを提供する。

2 内容

(1) 歓迎装飾の実施

大会参加者等を歓迎するとともに、大会の開催機運や歓迎ムードを高めるため、競技会場や主要駅等に歓迎装飾を行う。

(2) 案内所の設置等

大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本市の多彩な魅力を発信するため、競技会場や主要駅等に案内所を設置する。

(3) 休憩所の設置

大会参加者等の憩いの場・交流の場・おもてなしの場として、競技会場に休憩所やおふるまいコーナーを設置する。

(4) 売店等の設置

大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、競技会場に売店等を設置する。

(5) おもてなしの提供

関係機関・団体等の協力を得て、接遇意識の高揚を推進するとともに、大会参加者等との交流や本市への誘客を図るため、心のこもったおもてなしを提供する。

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市ボランティア募集要項

1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市市民運動基本計画」に基づき、第 8 2 回国民スポーツ大会・第 2 7 回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における、運営等に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）

3 活動内容

運営に従事するボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

区 分	主な活動内容
受付・案内	競技会場等における受付・案内、資料配付、情報提供 等
休憩所	休憩所におけるドリンクサービス、おもてなし 等
弁当配付	弁当引換所における弁当の配布及び空き箱の回収 等
会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導 等
環境美化	競技会場内外の美化・清掃活動、装飾物（歓迎看板・草花等）の管理 等
駐車場整理	駐車場の案内・整理、シャトルバス等の乗降案内 等
その他	上記のほか、競技会運営に関する活動

4 募集期間及び募集人数

募集期間及び募集人数は次のとおりとする。ただし、実行委員会が必要に応じて適宜変更ができるものとする。

- (1) 募集期間 令和 8 年 4 月 1 日（水）から募集人数に達するまで
- (2) 募集人数 200 人程度

5 応募要件

ボランティア活動時に中学生以上の方で、次の各号のいずれかに該当すること。ただし、応募時点で 18 歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得るも

のとする。

- (1) 塩尻市に在住、通勤、通学している個人
- (2) 塩尻市に活動拠点を有する団体
- (3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人及び団体

6 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会に持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかにより申込むか、実行委員会ホームページの応募フォームから申込む。ただし、保護者の同意が必要となる場合は、保護者の押印が必要となるため、持参若しくは郵送に限る。

7 登録・抹消

- (1) 実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) 実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。
 - ア 本人又は団体から申し出があった場合
 - イ 大会のイメージを損なう行為があった場合
 - ウ 大会運営に支障があると判断した場合

8 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。

ただし、登録時点において小学生の場合、活動開始（研修会等を含む。）は中学生になってからとする。

9 活動内容の決定

ボランティア登録者の具体的な活動内容については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

10 研修等

実行委員会はボランティア登録者に対し、大会に関する知識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施する。

11 報酬及び交通費等

研修やボランティア活動等を含めた報酬は無償とし、交通費は原則として自己負担とする。ただし、ボランティア活動が長時間となる場合は、必要に応じて、実行委員会が弁当を支給する。

12 服飾

実行委員会は、必要に応じてボランティア登録者であることが識別できる服飾または識別用品を支給する。

13 保険

ボランティアの活動及び研修等にあたっては、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。なお、それ以外の活動における事故等については、実行委員会は責任を負わないものとする。

14 個人情報の取扱い

ボランティア登録者の個人情報については、塩尻市個人情報保護条例をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護するとともに、大会運営または準備のために使用するものとし、その他の目的では使用しない。

ただし、申込時に信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（長野県）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

15 写真及び動画の取扱い

ボランティア登録者の活動等の状況が撮影された写真及び動画は、大会の活動等の状況を報告する目的の限りにおいて、実行委員会（市）のホームページやその他広報媒体、大会報告書等に掲載できるものとする。

16 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集について必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和7年12月1日から施行する。